

令和6年能登半島地震に伴う 被災家屋等の解体・撤去制度について

1. 制度の概要

富山市では、令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次被害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う制度（公費解体制度）を実施します。

【お問い合わせ先】

富山市環境部
令和6年3月31日まで 環境政策課
令和6年4月1日から 廃棄物対策課
電話番号（直通）076-443-2178
当制度に関するホームページ



被災家屋等の解体・撤去制度には「公費解体」と「費用償還（自費解体）」があります。
※費用償還の場合、上限額により、要した費用の全額が償還されるとは限りませんので、可能な限り市による公費解体の活用をお願いします。

	公費解体	費用償還（自費解体）
概要	<ul style="list-style-type: none">被災した家屋等について市が所有者に代わって直接解体・撤去を行うもの。	<ul style="list-style-type: none">すでに自費で被災家屋等を解体・撤去した場合に、要した費用の償還を受けるもの。
対象要件	<ul style="list-style-type: none">「罹災証明書」で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の住家であること※マンション・アパート等の共同住宅は対象外となります。申請者は、令和6年1月1日から申請日までの間、被災家屋等を所有している者又はその相続人及び委任を受けた代理人家屋等の解体撤去に関して、家屋等の権利関係者（共有者、所有者が故人の場合は相続権者、抵当権が設置されている場合は金融機関等など）の同意を得られること。	
	<ul style="list-style-type: none">原則として家屋内及び敷地内残置物（家財等）は申請者の費用と責任で解体工事前に搬出すること。ただし、家屋内への立入や搬出作業に危険が及ぶ場合は除く。	<ul style="list-style-type: none">令和6年4月30日までに解体業者と契約を締結していること。申請期限（令和6年6月28日）までに解体工事及び業者への支払いが完了し、申請書類を提出できること。被災家屋等の解体工事前、工事中、工事後の写真（被災状況が分かるもの）、解体工事に係る契約書、領収書、manifesto等の必要書類を提出できること。
留意点	<ul style="list-style-type: none">全額公費負担となる。（公費解体の対象とならない費用については自己負担）ほかの申請との調整が必要なため解体着工までに期間がかかる場合がある。	<ul style="list-style-type: none">一時的な費用負担（解体業者への支払）が発生する。市が定める基準額が償還上限額となるほか、費用償還の対象外となる費用がある場合には全額償還されない可能性がある。

2. 申請方法・相談窓口

1) 申請期間

令和6年4月16日（火）から令和6年6月28日（金）まで（土・日・祝日を除く）

2) 受付時間

午前9時00分から午後4時30分まで

※申請受付は事前の予約が必要となります。

環境政策課（令和6年4月からは廃棄物対策課）に電話で予約をお願いします。

なお、申請書類を準備する前に、必ず要件等の確認をしてください。

3) 受付場所

富山市新桜町7番38号 富山市役所東館2階 202会議室

4) 申請予約・相談窓口

[令和6年3月31日まで]

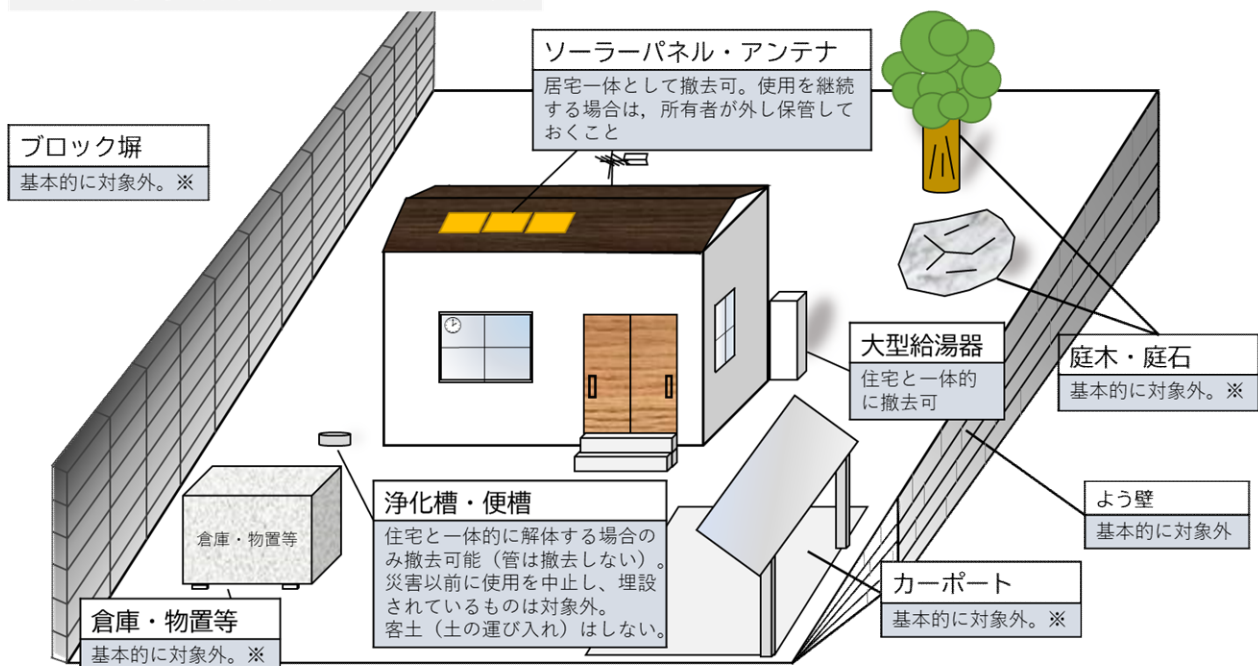
富山市役所 環境部**環境政策課**廃棄物対策係 TEL 076-443-2178

[令和6年4月1日以降 **※電話番号は変更ありません。**]

富山市役所 環境部**廃棄物対策課**廃棄物対策係 TEL 076-443-2178

3. 対象となる被災家屋等

解体対象範囲のイメージ図



道路 ※住居の解体工事に支障がある場合は対象となる可能性がある。

※被災家屋の一部のみの解体は対象外です。（原則、被災家屋の全体が、解体・撤去の対象となります。）

※被災家屋の解体に支障とならない工作物等（小屋や車庫、よう壁、樹木等）は対象外です。ただし、被災家屋の解体に支障となるものについては撤去を行う場合があります。

撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。

※基礎の撤去は戸建て住宅は3階建て以下であれば対象となりますが、杭や地下階等は対象外です。

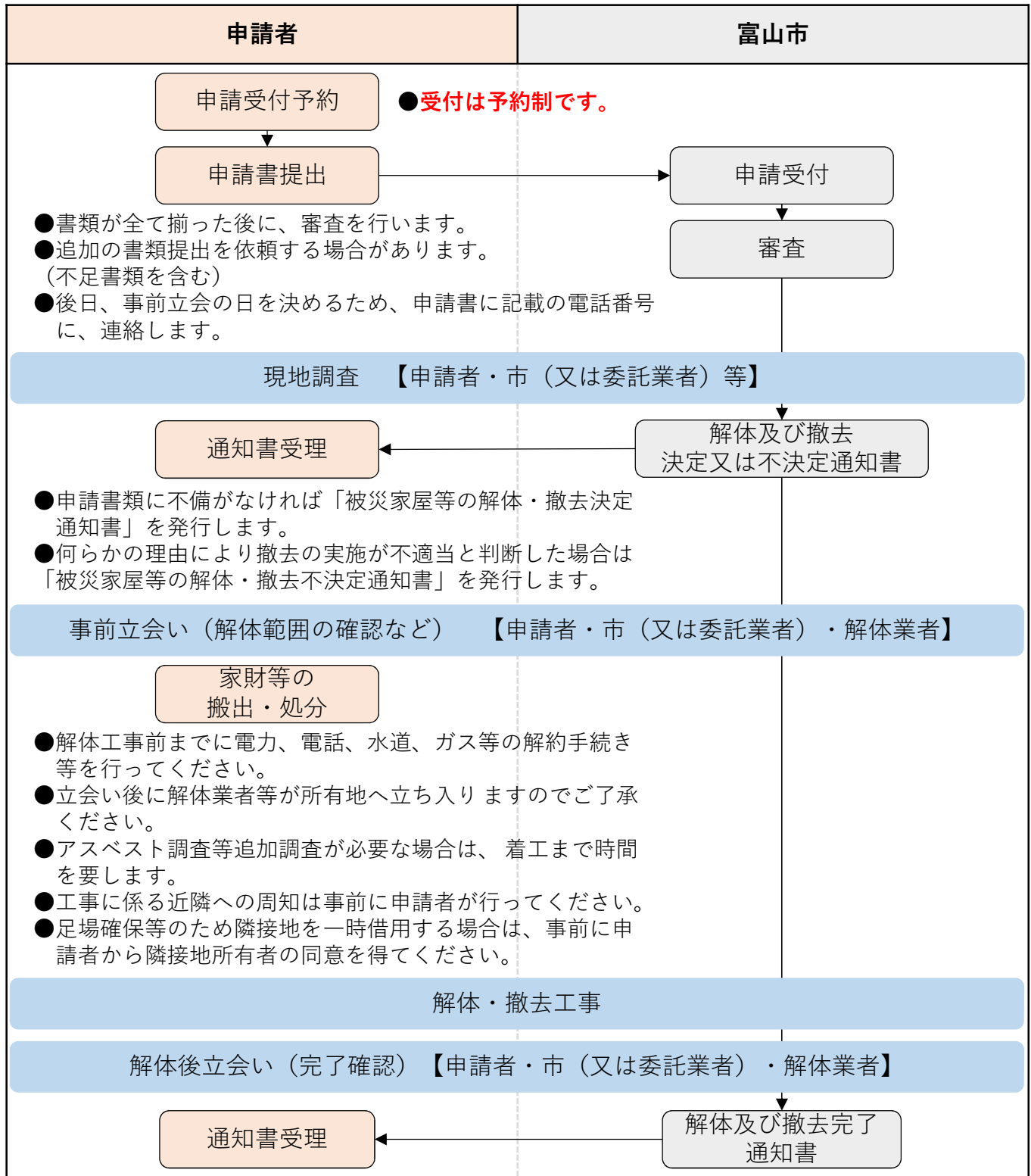
※被災家屋等と接続している上下水道管等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、対象となります。

※住宅の応急修理制度を利用して修理した家屋等は原則対象外となります。

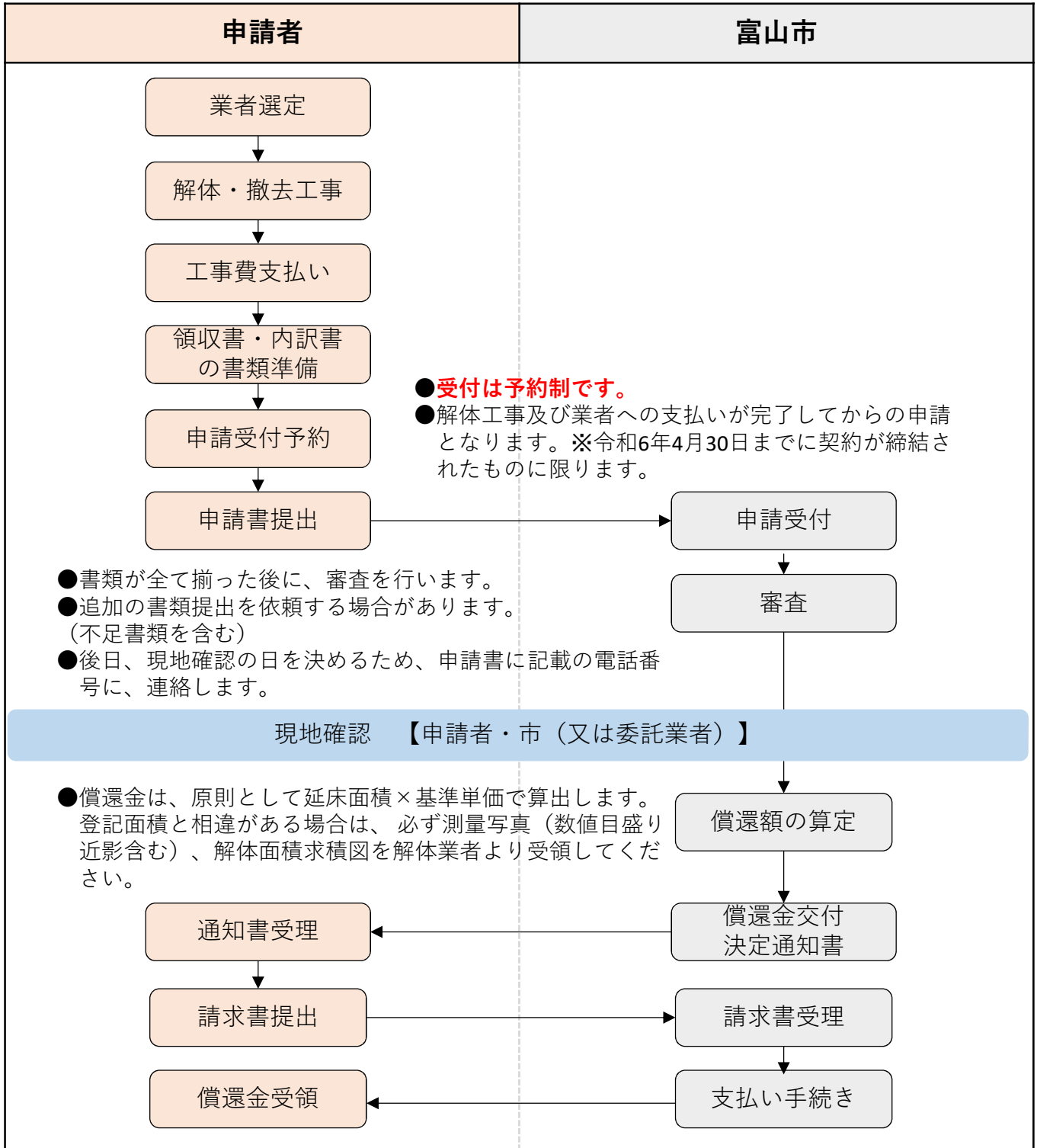
4. 対象外となる経費（原則として申請者の自己負担となるもの）

- 1) 被災家屋内及び敷地内残置物（家財等）の撤去費用
- 2) 電気・ガス・水道・ケーブルテレビ等の停止手続きに関する費用、浄化槽等の汲取り及び最終清掃等に関する費用
※エアコンは、専門業者に依頼してフロンガスを処理した上で室外機とともに撤去してください。
- 3) 被災家屋の解体に支障とならない工作物（塀・擁壁、浄化槽等）に関する費用
- 4) 解体後の整地（土地への砕石敷き均し等）に関する費用
- 5) 地下に埋設された配管や基礎杭、地下室及び庭木・庭石などに関する費用
- 6) 4階建て以上の戸建て住宅の基礎 等

5. 公費解体の流れ（市が直接解体・撤去するもの）



6. 費用償還（自費解体）の流れ



公費解体 必要書類等一覧

■必ず必要な書類等		備考	☑
1	被災家屋等の解体・撤去に係る申請書	市指定様式 [様式第1号] ※実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
2	り災証明書の写し ※被害の程度が「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」のもの	市民課で発行	<input type="checkbox"/>
3	申請者又は申請代理人の身分証明書の写し	* 写真付きの場合1点で可 運転免許証、旅券(パスポート)、 マイナンバーカード等 * 写真無しの場合2点必要 健康保険証、介護保険証、 国民年金手帳等	<input type="checkbox"/>
4	配置図	市指定様式 [様式第7号]	<input type="checkbox"/>
5	状況写真	市指定様式 [様式第8号] ※被災家屋等を2方向以上から対象物の全景を撮影したもので、被災状況が分かるカラー写真を提出してください。	<input type="checkbox"/>
6	被災家屋等の 登記事項(建物)全部事項証明書	富山地方法務局で発行 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
	未登記の場合 固定資産税評価証明書 又は名寄帳	資産税課で発行 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
7	申請者の印鑑登録証明書	市民課で発行(市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
8	印鑑(申請者→実印、申請代理人→認印)	必要書類に不備があった場合、訂正印が必要となるため、可能であればご持参ください。	<input type="checkbox"/>
■場合によって必要な書類		備考	
●代理人が申請する場合			
9	委任状	市指定様式 [様式第9号] ※委任者の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
●被災家屋等が共有の場合			
10	共有者全員(申請者を除く)の同意書	市指定様式 [様式第10号] ※共有者全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
11	共有者全員(申請者を除く)の印鑑登録証明書	市民課で発行(市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

●賃貸物件の所有者が申請行う場合			
12	借借人全員の同意書	市指定様式 [様式第12号] ※借借人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
13	借借人全員の印鑑登録証明書	市民課で発行 (市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
●抵当権等が設定されている被災家屋等の所有者が申請を行う場合			
14	被災家屋等について権利を有する者の一覧	市指定様式 [様式第11号] ※申請者の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
15	権利設定者全員の同意書	市指定様式 [様式第12号] ※権利設定者全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
16	権利設定者全員の印鑑登録証明書	市民課で発行 (市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
●所有者が死亡している場合			
17	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本又は除籍謄本 (所有者が死亡していることが分かる書類)	市民課で発行 (市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
18	相続人全員分の戸籍謄本	市民課で発行 (市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
19	相続人全員分の印鑑登録証明書	市民課で発行 (市外の場合は各自治体) 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
20	相続関係図	任意様式	<input type="checkbox"/>
○相続人が決定している場合			
21	遺産分割協議書	任意様式 ※相続人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
○相続の協議が完了していないが、解体及び撤去について相続人全員が同意している場合			
22	相続人全員 (申請者を除く) の同意書	市指定様式 [様式第10号] ※相続人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※相続関係等で書類作成が困難な場合は行政書士に依頼することもできます。(費用は申請者負担となります)

※申請書や添付書類の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。



(市HP・QRコード)

費用償還（自費解体）必要書類等一覧

■必ず必要な書類		備考	☑
1	自費解体・撤去に係る償還申請書	市指定様式 [様式第1号] ※申請者の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
2	り災証明書の写し ※被害の程度が「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」のもの	市民課で発行	<input type="checkbox"/>
3	申請者又は申請代理人の身分証明書の写し	* 写真付きの場合1点で可 運転免許証、旅券(パスポート)、 マイナンバーカード等 * 写真無しの場合2点必要 健康保険証、介護保険証、 国民年金手帳等	<input type="checkbox"/>
4	被災家屋等の 登記事項（建物）全部事項証明書	富山地方法務局で発行 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
	未登記の場合	固定資産税評価証明書 又は名寄帳 資産税課で発行 発行から3か月以内有効	
5	申請者の印鑑登録証明書	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
6	配置図	市指定様式 [様式第5号]	<input type="checkbox"/>
7	状況写真（解体前・工事中・撤去後）	市指定様式 [様式第6号] ※被災家屋等を2方向以上から対象物の 全景を撮影したもので、被災状況が 分かるカラー写真を提出してください。	<input type="checkbox"/>
8	解体及び撤去に係る契約書の写し	業者が作成	<input type="checkbox"/>
9	解体工事費用内訳書	業者が作成 ※費用の内訳がわかる書類を提出して ください。 ※必要な場合は参考様式をお渡しします。	<input type="checkbox"/>
10	領収書の写し	業者が作成	<input type="checkbox"/>
11	マニフェストE票の写し等	業者が作成 ※解体により発生した廃棄物を適切に 処分したことを証する書類です。	<input type="checkbox"/>
12	印鑑（申請者→実印、申請代理人→認印）	必要書類に不備があった場合、訂正印 が必要となるため、可能であればご持 参ください。	<input type="checkbox"/>
■場合によって必要な書類		備考	
● 代理人が申請する場合			
13	委任状	市指定様式 [様式第7号] ※委任者の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>

●被災家屋等が共有の場合			
14	共有者全員（申請者を除く）の同意書	市指定様式 [様式第 8 号] ※共有者全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
15	共有者全員（申請者を除く）の印鑑登録証明書	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
●抵当権等が設定されている被災家屋等の所有者が申請を行う場合			
16	権利設定者全員の同意書	市指定様式 [様式第 9 号] ※権利設定者全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
17	権利設定者全員の印鑑登録証明書	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
●所有者が死亡している場合			
18	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本又は除籍謄本（所有者が死亡していることが分かる書類）	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
19	相続人全員分の戸籍謄本	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
20	相続人全員の印鑑登録証明書	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>
21	相続関係図	任意様式	<input type="checkbox"/>
○相続人が決定している場合			
22	遺産分割協議書	※相続人全員の実印の押印があるもの	<input type="checkbox"/>
○相続の協議が完了していないが、解体及び撤去について相続人全員が同意している場合			
23	相続人全員の同意書	市指定様式（様式第 8 号） ※相続人全員の実印の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
●申請者が被災家屋等の所有者と異なる場合			
24	被災家屋等の所有者の同意書	市指定様式 [様式第 10 号]	<input type="checkbox"/>
25	被災家屋等の所有者の印鑑登録証明書	市民課で発行（市外の場合は各自治体） 発行から3か月以内有効	<input type="checkbox"/>

※個別の状況により、上記以外の必要書類の提出をお願いすることがあります。

※相続関係等で書類作成が困難な場合は行政書士に依頼することもできます。（費用は申請者負担となります）

※申請書や添付書類の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。



（市HP・QRコード）